

市民参加条例基本的構成要素

1 参加の主体 だれが参加できるのか（第2条第1項）

「市民」とは、「市内に居住、在勤、在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体」

2 参加の対象 どのような行政活動に対して参加できるのか（第5条第1項）

計画の策定、変更

条例の制定、改正、廃止

市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、変更、廃止

公共施設の設置に係る計画の策定、変更、廃止

法人への新たな出資、団体に対する金銭の給付

当初予算の作成

その他必要と認めるもの

3 参加の時期 どの時点で参加できるのか（第5条第1項）

市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行われなければならないものであり、「市の機関は、政策等を実施しようとするときは、あらかじめ市民参加をもとめなければならない」と規定している。

4 参加の方法 どのような形態の参加が認められているのか

市が実施する市民参加手続（第6条第1項）

ワークショップ

パブリックコメント

審議会等への付議

市民説明会

市民投票

その他の手続

市民が自発的に市民参加する方法（第12条）

・市民政策提案

5 情報公開 情報公開、非公開は適切にされているのか

情報公開 ・市政に関する情報公開（第4条第1項）

・緊急を要するものとし市民参加を求めなかったもの（第5条第3項）

・市民参加手続の実施状況及び実施予定の公表（第16条）

・非公開情報の取り扱い（第14条）

6 市民参加の推進、評価 市民参加の実施状況や条例運用の評価はされるのか

市民参加推進会議の設置（第15条）